



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村報とつかわ 第674号 2017年 霜月

11

十津川

「心身再生の郷」



十津川村文化祭で踊りを披露する
十津川踊り隊「BON娘」
(場所:体育文化センター)

議会だより

第2回臨時会・第3回定例会

平成29年十津川村議会「第2回臨時会」が8月1日に、「第3回定例会」が9月11日から13日の3日間開かれ、条例改正や各会計の決算認定、補正予算、工事請負契約の締結など各議案について慎重に審議されました。13日の一般質問では、5名の議員が村政全般について質問を行いました。今回審議された内容は、次のとおりです。

第2回臨時会

条例改正

- 広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
広域保育の保育料を十津川村立保育所条例に定める額に改めました。

契約

- 工事請負契約の締結について
 - ※ 工事項名 高森の郷施設改修工事
 - ※ 契約の方法 指名競争入札
 - ※ 契約の金額 7,117万2,000円
- ※ 契約の相手方 藤村建設株式会社

第3回定例会

- 平成28年度十津川観光開発株式会社経営状況の報告について
村が出資している十津川観光開発株式会社の平成28年度経営状況について報告を受けました。

- 平成28年度健全化判断比率等について
平成28年度健全化判断比率等について報告を受けました。

決算認定

- 平成28年度各会計歳入歳出決算認定について
平成28年度の一般会計及び特別会計の決算について認定しました。

損害賠償

- 損害賠償の額の決定について
村が実施した森林境界明確化の過失に起因する損害賠償の額について可決しました。

補正予算

- 一般会計補正予算(第2号)
歳入歳出それぞれ4,339万円を追加し、総額60億2,424万7千円としました。
- 介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ644万円を追加し、総額7億1,282万円としました。
- 介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ109万円を追加し、総額3,840万5千円としました。
- 貯木場等維持管理事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ2,937万3千円を追加し、総額4億9,171万5千円としました。
- 湯泉地温泉事業特別会計補正予算(第1号)
歳入歳出それぞれ261万7千円を追加し、総額1,661万3千円としました。

条例改正

- デマンド型乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例
神納川地区での運行ができるよう条例の一部を改正しました。
- 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
65歳定年を、希望すれば70歳まで任用できるよう条例の一部を改正しました。
- 過疎地域自立促進計画の変更について
公衆便所の改修事業など、計画の一部を追加変更しました。

財産取得

- 大字山手谷地内の7筆及び大字猿飼地内の2筆の土地15万7千741.43㎡を残土処分場の用地として取得しました。

契約

- 工事変更請負契約の締結について
 - ※ 工事項名 中串土捨場盛土及び水路整備工事
 - ※ 契約の相手方 田野上・藤村特定建設工事共同企業体
 - ※ 変更前請負金額 2億1,233万5,320円
 - ※ 変更後請負金額 2億1,050万1,720円
- ※ 変更による増額 926万6,400円

●工事請負契約の締結について

※工事名 中申残土処分場盛土及び

水路整備工事(第2期)

※契約方法 条件付一般競争入札

※契約金額

1億1,266万5,600円

※契約の相手方

太田・今西・西特定建設工事共同企業体

一般質問

▼質問 火葬場建設及び葬儀場建設についてお伺いします。

▼答弁 2年間で約130人の方が亡くなられています。火葬場を造るといふ話は以前にもありました。しかしながら、造って欲しいけど地元に来るのは嫌だということではなかなか決まらなかった経緯があります。現在アンケート調査を行う予定としていますので、その中でしっかりと聞いてみたいと思います。

また、葬儀についても、五條や新宮などで行うことがほとんどを占めてきた状況の中で、住み慣れた地域で最後を迎えたいが、自宅ですると3日も4日も地域の人に迷惑をかける。それならば五條や新宮の葬儀屋さん頼む方がいい、という意見が多いのが現状です。

火葬場建設及び葬儀場建設に関しましては、アンケート調査の結果も踏まえて検討していきたいと思えます。

▼質問 生活用水の確保についてお伺いします。

▼答弁 永井・重里の水源については、平成23年の台風12号により被災して早6年となりました。現在は久保谷の中の湧水を仮の水源として利用し、水量として確保しています。しかしながら、安定的な水源の確保が急務となっています。

今年度、永井・重里水源基本計画を進めてきました。現在利用している仮水源は奈良県が行っている砂防工事の影響を受けるため、新たな水源を確保するよう努めたいと考えています。

また、村が補助金を交付して整備した共同飲料水についての調査を現在行っています。今月中には、66か所の調査を終え調査結果の取りまとめを行っていきます。

今後、村の水道事業に関するグラウンドデザインを作成し、水道事業審議会においてご審議いただきたいと考えています。この村を全て簡易水道で村が管理していくというのは財政的にも難しいと考えています。自助、共助、公助の考えに基づき村直営の簡易水道、地元管理の簡易水道、共同飲料水といった仕組みを地域の実情に合わせて、適切に組み合わせて対応していく、いわゆる十津川モデルを確立し、飲料水の確保を行っていききたいと考えています。

▼質問 次年度以降の若者対策についてお伺いします。

▼答弁 若年層への移住・定住の促進には、住環境の整備、生活支援、子育てや教育への支援が必要であると考えています。このうち、住環境の整備については、空き家情報バンクによる紹介を進めていて、ト

イレの水洗化を図る改修補助や公営住宅の整備により若い世代への住まいの支援を進めていきます。

生活支援については、今年度から奨学金等返還補助を新設し、これからも返還実績に応じて補助を行い支援します。今年度の状況では、現在1人の申込があり、他に3人から問い合わせがきている状況です。

平成28年度からは、起業しようとする方に起業チャレンジ応援事業補助も行っています。若い世代にも活用していただきたいと考えています。

子育てや教育支援に関しては、保育所、学校給食への補助や修学旅行費の補助、また、小学生を対象とした放課後児童居場所づくり事業を行い、子育て世代への支援を継続していきます。

今年度には役場の20代、30代の若手職員によるプロジェクトチームを編成し、若年層としての当事者の観点から、移住・定住施策についての意見を出してもらい、それを参考にしながら、若者の村外への流出防止を図り、若者がイターン、Uターンしなくなる、住みよい魅力ある環境づくりを進めていきたいと考えています。

▼質問 地域おこし協力隊についてお伺いします。

▼答弁 地域おこし協力隊は、総務省が行っている制度で、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行ってもらい、その定住、定着を図るものとなっています。また、地域力の維持、強化を図っていくことを目的としています。

他の自治体では、特定非営利活動法人、農事組合法人、営利を目的としない団体などが地域おこし協力隊を受け入れ、地場産品の開発やプロモーション、観光振興、地場産品を活用した新たな産業おこしを行うなど、高度なスキルを持った都市部の人材の確保に成功している事例もあります。各団体の要望なども聞きながら、このような制度が活用出来ないか検討していきたいと思っています。

▼質問 役場庁舎のこれからについてお伺いします。

▼答弁 役場庁舎は、震度6弱で倒壊の恐れがあります。また、奈良県の地域防災計画によりますと、十津川村の震度予測は、震度6とされています。災害対策本部としての機能を保つため、役場庁舎については、早期の対応が必要であると考えています。

今年度の予算で役場庁舎はもちろん、診療所または消防分庁舎、防災無線などの整備も含めた防災体制の方向性を定めるため、防災体制整備基本構想の議論をプロジェクトチームを立ち上げ、現在行っているところです。現在の場所や新たな候補地の選定については、安全性を最優先することが必要となり、リスクを分散させるという観点においては、分庁舎を整備することなども視野に入れ、総合的な検討をしなければなりません。

安心・安全な村づくりに向けて、消防・救急・防災における基盤整備は今後とも最優先で取り組んでいきたいと思っています。

アジア都市景観賞を受賞

「大水害を契機とした「新たな集落づくり」」



9月28日、29日に中国の銀川市でアジア都市景観賞の授賞式が行われ、更谷村長が参加しました。

この賞は、アジアの人々が幸せな生活環境を築いていくことを目標に、2010年に創設された景観に関する国際的な賞です。アジアの景観を誇らしいものに導いていくことを目的とし、他の都市の模範となる優れた成果をあげた都市・地域、プロジェクトなどを各国・地域から募集・選考し、表彰されています。

このたび、平成23年の紀伊半島大水害から十津川村が奈良県と合同で行ってきた木造応急仮設住宅から高森のいえの建設までの取り組み「新たな集落づくり」が評価され、この賞を受賞することになりました。

授賞式では、村長からこれまでの新たな集落づくりの取り組みの説明と村の林業・観光などをアピールしました。

この賞には、アジアの6か国から53件の応募があり、そのうち15件が受賞しました。

●受賞数

【アジア都市景観賞】

日本 4件

(奈良県・十津川村、大分県豊後高田市、千葉県柏市柏の葉アーバンデザインセンター、群馬県草津町)

【アジア都市景観審査員賞】

中国 1件、インド 1件





村は、平成23年の紀伊半島大水害以降、奈良県と協力しながら、村民が安全で安心して暮らすことができる「新たな集落づくり」に取り組んできました。

木にこだわり、住民のコミュニティスペースとなる渡り廊下を設置し、地元の大工で建設した木造応急仮設住宅。

十津川村らしい住まいにこだわった復興モデル住宅、安全な場所、現在の地形や住宅を生かして集落の景観になじむように建設した復興公営住宅。



高齢者から若者までみんなが助け合い支え合いながら、村で暮らし続けることができる高森のいえ。

集落景観への配慮や地域の歴史の尊重など、他の地域への模範となる取組として評価を受けました。

また、10月11日には、奈良県庁で奈良県と十津川村のアジア都市景観賞受賞の合同記者発表を行い、奈良県の荒井知事と更谷村長が受賞の喜びを報告しました。





沼田原橋の渡橋式

10月17日、大字沼田原で沼田原橋の渡橋式が行われました。

元の沼田原橋は、有効幅員2.5メートル、延長62メートルで、建設から約50年が経過し、車の大型化や橋の揺れが大きいため、村が橋の架け替えを行いました。

新しい沼田原橋は、有効幅員5メートル、延長57メートルで、耐久性があり、塗装が不要な材料を使用しているため、維持管理費を抑えることができます。

渡橋式には、大字沼田原のみなさんや工事関係者が参加し、橋の完成を祝いました。



天王寺で十津川村公園を開催

10月3日から9日まで、大阪の天王寺公園エントランスエリア「てんしば」で十津川村公園が行われました。

この十津川村公園は、十津川村の木で作った木製遊具により、都市部の子どもたちに遊びを通して気軽に木に触れ、五感で村の木の良さを感じてもらい、あわせて十津川村を知ってもらうことを目的としています。

期間中は、たくさんのお親子が来場し、木製の遊具や丸太切りワークショップなどで楽しんでもらいました。



交流保育が行われました

10月13日、湯之原の体育文化センターで村内3つの保育所が集まり、交流保育が行われました。

ふだんは違う保育所に通っている友だちと力を合わせて競技を行うなど、楽しい時間を過ごし交流を深めました。

今回、会場には十津川村の木で作られたつり橋やすべり台、トンネルなどの遊具が設置され、いつもとは違う木の温もりのある遊具に元気いっぱい笑顔で走り回る園児たちでした。

十津川村消防団入団者

10月2日、住民ホールで下半期の十津川村消防団入団式が行われ、新たに9人が入団されました。

【入団者】※敬称略

- | | |
|--------------|--------------|
| 富永 孝男 (第1分団) | 上谷 梨乃 (第5分団) |
| 津本 涼 (第1分団) | 渡部 俊二 (第6分団) |
| 平井由太郎 (第3分団) | 植村 賢一 (第8分団) |
| 東 光 (本部分団) | 新谷 晶 (第8分団) |
| 平瀬 文雅 (第5分団) | |





小辺路トレイルジャーニーが開催

10月15日、昴の郷をスタート・ゴールとした世界遺産「小辺路」を走る山岳マラソン「小辺路トレイルジャーニー」が行われました。昴の郷から三浦峠を越えて三浦口で折り返す三浦コース(延長36キロメートル)と伯母子岳で折り返す伯母子コース(延長57・8キロメートル)の2つのコースに134人が参加されました。

伯母子コースは午前6時、三浦コースは午前7時に昴の郷を出発し、伯母子コースの1位のランナーは、6時間30分17秒で完走しました。

役場人事異動



役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみならずよろしくお願いします。



氏名…池田 聡
所属…建設課
担当業務…村道の維持修繕等
ひとこと…4月から十津川村役場の職員として建設課で勤務しています。

最初は「日本一大きい村」十津川村の広さ、担当となる村道の多さにとっても驚きました。集落が点在しているこの村では全ての道が重要で、それを守っていくことが今の私の使命だと感じています。

10代、20代のフレッシュさはありませんが、歳を重ねている分、経験を活かして村のために貢献していきたいと思っていますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

○新採用(10月1日付)

▼水谷 真美(診療所看護師)

11月・12月は村税・県税の一斉滞納整理強化月間です

(お問い合わせ) 財政課
☎0746-62-0903

村税は、住民サービスを推進する上で非常に重要な財源です。滞納することは、大多数の納期内納税者との公平性を欠くだけでなく、村の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすこととなります。

村は県の指導助言のもと、村税の納期限が過ぎても納付のない人への滞納処分を強化しています。

◎滞納処分とは

村が滞納者の財産を差し押さえることです。

◎差し押さえる対象となる財産

預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、土地、家屋、絵画、自動車 など

◎納税は国民の義務です

支払能力があるにもかかわらず遊興費・ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

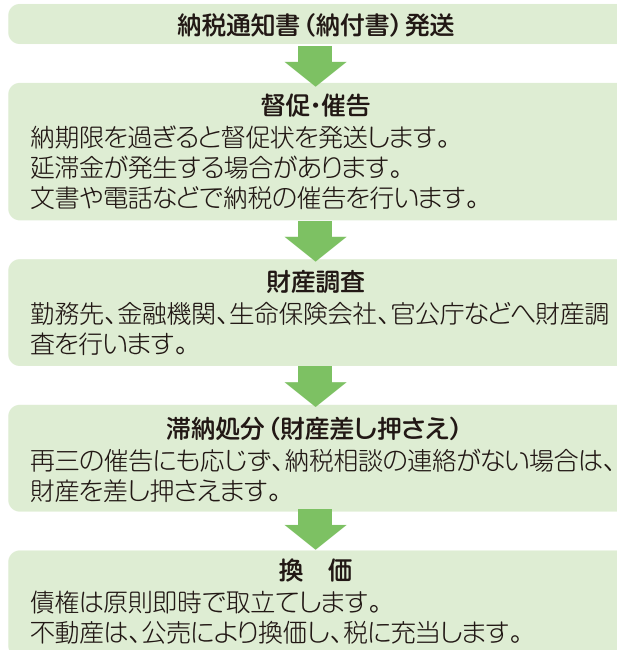
◎納期限内納付にご協力ください

村税の納付は納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状などの発送に経費がかかり、その経費も村税で負担することになります。納期限内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて計算し、徴収します。

◎滞納処分までの流れ



村税滞納者の自動車にタイヤロックを装着します!!

(村税:軽自動車税・村民税・固定資産税・国民健康保険税など)



◎滞納整理状況 (平成28年度)

所得税還付金の差し押さえ	6件
預貯金の差し押さえ	3件
給与の差し押さえ	1件

◎村税収納率 (平成28年度現年分)

村民税	99.5%
固定資産税	99.1%
軽自動車税	100%
国民健康保険税	99.7%

村税に滞納のある人は、所得税還付金を全て差し押さえします

確定申告をしたことにより所得税が還付になる場合、村税に滞納のある人は、差し押さえの手続きを行った上で、全て村税に充当します。差し押さえにあたって、本人の承諾は必要ありません。

なお、村税を分割納付している人も所得税還付金差し押さえる対象となります。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や家族の病気、失業などにより村税の納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せず早めにご相談下さい。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは納付できない理由をお聞かせ下さい。

軽自動車やバイクの廃車は4月までに!!

軽自動車や原付バイクなどは毎年4月1日に所有している人に課税されます。使用していない車やバイクにナンバーがついたままになっている場合は、廃車手続きをしないといつまでも税金がかかります。

4月1日までに廃車手続きされることをおすすめします。

— 庁 外 —

衛生センター 63-0391
小原診療所 63-0040
歴史民俗資料館 62-0137

し尿処理場 63-0291
上野地診療所 68-0207
体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

— 役場以外 —

森林館(古ル野) 62-0567
滝の湯 62-0400
高森の郷 64-1800
森林組合 64-0301
五條消防十津川分署 64-1190

道の駅十津川郷 63-0003
庵の湯 64-1100
社会福祉協議会 64-0666
商工会 62-0132
五條消防大塔分署 0747-36-0317



中学生人権作文表彰式と人権のつどい

(お問い合わせ) 奈良地方法務局人権擁護課
☎0742-23-5457

12月4日から10日までの人権週間の取組みで「中学生人権作文表彰式と人権のつどい」を五條市で開催しますので、ご参加下さい。

時 12月10日午後0時30分～午後3時30分

所 五條市市民会館

内容 全国中学生人権作文コンテスト奈良県大会表彰式、一日人権擁護委員「桂 雀太さん」の講演、五條市立五條西中学校吹奏楽部の演奏

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

(お問い合わせ) 奈良労働局
☎0742-32-0203

1人でも労働者(パート、アルバイトも含む)を雇った場合、事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する必要があります。

まだ、加入手続きをとられていない事業主は、従業員が安心して働けるよう加入手続きを行って下さい。



税について「ちよつと」考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日-11月17日

今年のテーマは「くらしを支える税」です

ドラマ仕立ての動画で見る 税について考えてみよう

国税庁のホームページでは「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。

くわしくはこちら [税を考える週間](#) 検索

国税庁 www.nta.go.jp

がん患者サロン「よしの」

(お問い合わせ) 奈良県吉野保健所
☎0747-64-8134

がん患者サロンは、がん患者や患者の家族同士が悩みや不安を語り合うことができる場です。無料で参加できますので、申し込みの上、ご参加下さい。

時 12月1日午後1時30分～午後3時30分

所 奈良県吉野保健所2階 大会議室

内容 がん患者や家族同士で情報交換

申込方法 電話またはFAXで住所、氏名、電話番号、参加人数をご連絡下さい。
(FAX:0747-52-7259)

申込締切 11月30日まで

国の教育ローンの案内

(お問い合わせ) 教育ローンコールセンター
☎03-5321-8656

「国の教育ローン」は、高校、大学などへの入学時、在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。子ども1人につき350万円以内を固定金利(年1.81%(平成29年9月30日現在))で利用でき、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。

詳しくは「国の教育ローン」で検索するか、コールセンターへお問い合わせ下さい。

林業退職金共済制度(林退共)の退職金請求を

(お問い合わせ) 林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2887

林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していたかもしれない人で、退職金請求手続きをした心当たりのない人は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。

当時の林退共の加入の有無を確認しますので、気軽に最寄りの支部または本部へお問い合わせ下さい。



役場代表
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IP7㉿ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

庁舎2階
総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003・62-0067
地創 62-0910

庁舎1階
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0904・62-0905
福祉 62-0901・62-0902
出納 62-0906

庁舎3階
議会事務局 62-0002
庁舎地下1階
生活環境 62-0907
水道 62-0908



国保だより

ジェネリック医薬品を活用しましょう!

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？



成分・効き目が同じ薬です。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（先発医薬品：新薬）の特許が切れてから作られた薬です。厚生労働省により新薬と効き目や安全性などが同等と認められたものが生産されていますので安心です。

新薬より改良が進んでいる場合もあります

ジェネリック医薬品によっては、新薬とまったく同じではなく、飲みやすさや副作用を抑える工夫などの改良が進んでいる場合もあります。

開発コストが少ない分、安い薬です

※ジェネリック医薬品の利用については、医師、薬剤師にご相談下さい。

今月は、国保税第6期の納期です。

納期限は11月30日ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

国保税に関することは…………… 財政課☎0746(62)0903
保険証や医療に関することは…………… 住民課☎0746(62)0911

特定健康診査忘れていませんか？

実施場所	実施期間
中川医院	8月1日～12月28日（休診日を除く）
小原診療所	8月1日～12月28日（休診日を除く）
県内の健診実施機関 （村内の医療機関を除く）	8月1日～翌年1月31日

自己負担金 1,000円

事前にお申し込みをされた人は、直接医療機関に予約をとって下さい。

※12月は混み合いますので、お早めに受診して下さい。

集団検診は、11月27日から4日間実施します。事前にお申し込みをされた人は、忘れずご来場下さい。

詳しい日程や場所は、下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ…………… 住民課☎0746(62)0911



国民年金保険料の納め忘れがある人へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある人は、申し込みにより、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り**、国民年金保険料を納めることができます。

※過去5年とは、納めようとする月前5年以内の期間です。

(例)平成24年12月分の場合 ⇨ 平成29年12月末まで納付可能となります。

▶この機会にぜひ**後納制度**をご利用下さい。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

▶年金の受給資格が得られる可能性があります。

不足している期間の保険料を納めることにより、**年金の受給資格を得られる可能性があります。**

▶将来受け取る年金額が増額します。

〈1か月分の後納保険料を納めることにより、増額する老齢基礎年金額の目安〉

$$\frac{779,300\text{円(平成29年4月時点の満額の年金額)}}{480\text{か月(40年}\times\text{12か月)}} \div \text{年額で1,624円増額}$$

ご利用いただける人

- ① 20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある人
- ② 60歳以上65歳未満の人で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある人
- ③ 65歳以上の人で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の人など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている人は申し込みできません。

申し込みから納めていただくまでの手順

1 国民年金後納保険料納付申込書に必要な事項をご記入の上、年金事務所に提出します。

- 年金加入期間の確認のため戸籍謄本などが必要な場合があります。
- 申込書は年金事務所からお取り寄せいただくか、日本年金機構ホームページから印刷できます。

2 年金事務所において申込書の審査、承認などを行います。

- 承認後に承認通知書、納付書、リーフレットを送付します。

3 納付書により金融機関、コンビニなどで納めて下さい。

- 市(区)役所または町村役場、年金事務所では納めることができません。

お問い合わせ —————▶大和高田年金事務所 ☎0745(22)3531
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746(62)0900

不妊治療費等の助成について

村では、出産を希望する夫婦で一般不妊治療、特定不妊治療または不育治療を受けられた人を対象にその経済的負担の軽減を図るため、治療費などを助成する事業を行っています。

●対象者

下記のすべてに当てはまる人

- ①申請日の1年以上前から夫または妻の住民票が十津川村にあり、かつ今後十津川村に5年以上居住予定の人
- ②不妊症または不育症と診断され治療を受けている人
- ③村税や保険料(税)を滞納していない人

●対象となる治療

医療機関で受けた一般不妊治療、特定不妊治療、不育治療が対象です。医療機関の指定はありません。

●助成金及び上限額

1人 **上限100,000円**

※夫婦で治療している場合は、夫10万円まで、妻10万円まで、合計20万円までを補助します。

●対象となる費用

一般不妊治療、特定不妊治療または不育治療とこれに関する検査にかかった費用が対象となります。

県の「不妊に悩む人への特定治療支援事業」の補助を受けていても、村での補助は受けられませんので、お問い合わせ下さい。

子どもの定期予防接種の受け忘れはありませんか？

下記の予防接種は、今年5月に対象者へ個別通知をしています。

●日本脳炎の1期は、3歳・4歳の誕生日を迎えたら

なお、今年度18歳になる子どもで日本脳炎の積極的勧奨の差し控えで接種する機会を逃した人は、20歳の誕生日前日まで接種が可能です。

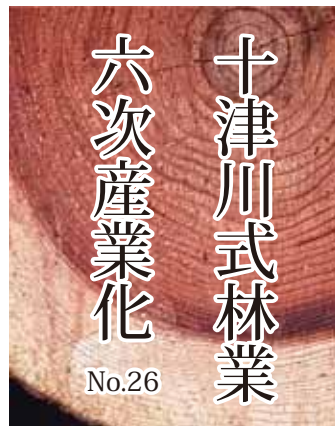
●MR2期は、小学校就学前の子どもが対象です(平成30年3月31日まで)

●2種混合(DT)は、11歳の誕生日を迎えたら

**予防接種に行くときは
母子健康手帳と予診票を忘れずに**



お問い合わせ …… 住民課 保健衛生係 ☎0746(62)0911



発信：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

前回まで、スイスフォレストターの概要及び実習生の村内での取組について説明してきました。今回は、今後の森林整備及び保全の方向性と課題についてお話ししたいと思います。

【森林整備と保全の方向性】

森林は、国土の保全、水源の涵养、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能の発揮を通じて、わたしたちの生活及び経済の維持・向上に

大きく寄与していると言われております。これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるようにするためには、今後とも植栽、保育、間伐などの森林整備及び保全を適切に行う必要があります。

特に人工林は現在、成熟した資源が増加している一方、適正に管理されていない森林もあるため、公益的機能と木材等生産機能が共に発揮されるよう資源の適切な利用を進めつつ、間伐や主伐後の再造林などを行う必要があります。また、立地条件に応じて公益的機能を高度に発揮するため、針広混交林化や広葉樹林化を推進するなど、多様で健全な森林へ誘導することも必要であると考えています。

【今後の課題】

スギ・ヒノキなどの人工林は、花粉症発生源や豪雨などによる土砂災害の発生、流木による被害拡大などで問題視されており、広葉樹は善

平成28年度 森林整備の実施状況(単位:ha)

作業種	民有林	村有林	計
人工造林	1.9	11.7	13.6
切捨間伐	385.9	66.4	452.3
搬出間伐	113.4	25.5	138.9
皆伐	3.7	11.7	15.4

で、針葉樹は悪といった風潮が広まっています。しかし、スギ・ヒノキは樹木の中でも、50年生程度まで成長量が大きいため、温室効果ガスのCO₂の吸収率が大きく、また、製品として使われ続ける間は、炭素を固定し続ける機能を持っています。

何においても度が過ぎることが問題であり、前回のスイス林業の考え方でも紹介したとおり、適地で適切な施策を行うことが森林環境を保全する上で大切であると考えています。今後も素材生産量の増大

を目指すとともに、森林の公益的機能にも配慮して取り組みを進めてまいります。



間伐後の森林



適正に管理されていない森林

教育だより

第110号



小学校合同 文化鑑賞会

10月19日、体育文化センターで小学校合同文化鑑賞会を行いました。

今年の鑑賞会は「中部フィルハーモニー交響楽団」によるオーケストラで、体育館の半面を埋めた約60人によるフルオーケストラの演奏は圧巻でした。子どもたちからは「校歌をオーケストラの演奏で合唱できたのが良かった」との感想がありました。

文化講座 「幕末の十津川」

9月22日、10月6日、20日と全3回で、役場において文化講座を開催しました。

講師には杉井辰彦さんをお招きし、江戸時代末期の激動の時代の日本の動きや、それに十津川がどのように関わってきたかを学びました。

参加者のみなさんは、真剣に聞きこいていました。



成人式のおしらせ

「平成30年成人式」の対象者は、平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人です。

成人式の案内状の未着、左記の名簿への記載漏れ、また、氏名に間違いや変更がある場合は、教育課までご連絡下さい。

※案内状は、村内の中学校を卒業された人、及び村内に住民登録がある人に送付しています。

※村内小・中学校に短期間でも在学された人も出席できますのでご連絡下さい。

平成30年 成人式

日 時／平成30年1月3日(水)
午前9時30分開式(午前9時 受付)

場 所／十津川村 住民ホール

記念講演／講師:ちゃんへん.氏

講演:パフォーマンス「～あきらめない心～」

【お問い合わせ】教育委員会事務局 ☎0746 (62) 0003

池尾	佳起・乾	廣次朗・表	大河・狩谷	充
古澤	学知・小西	秀道・玉置	笙・中	直哉
西田	淳紀・林	涼太・平瀬	靖久・前地	直樹
松尾	彪・横山	健斗・池山	葵・小宮山梨那	
北村	有紀・栗栖	歩実・玉置	彩乃・千葉	真衣
中垣	春季・西	麗・東	美希・柳瀬	美紅
山本	朱里・山本	楓		



お誕生日おめでとう!

人のうごき

(敬称略)

おめでた

中 夢羽心 (ゆうあ) 女 10月23日
父:秀幸 母:由貴 (小原)

おくやみ

天野 日那恵 77歳 10月 5日(小 井)



上垣 恵那ちゃん(谷垣内)
11月6日生まれ(満1歳)
歩けるようになったね♪
これからも健やかに
育ってね☆
父…幸治 母…小由里



玉置 鈴佳ちゃん(平谷)
11月10日生まれ(満1歳)
我が家のアイドル♪
みんなに可愛がって
もらえて嬉しいね!
父…剛児 母…真知子



小田 裕二郎ちゃん(武蔵)
11月8日生まれ(満2歳)
保育所がんばって
行ってくれてありがとう♡
お友だちと楽しんでね♡
父…雄軌 母…萌美



玉置 進一郎ちゃん(折立)
10月4日生まれ(満3歳)
いっぱい遊んで
たくましく育ってね♪
父…一也 母…紗織



上垣 那奈ちゃん(武蔵)
11月9日生まれ(満3歳)
たくさん遊ぼうね
父…智一 母…知子



玉置 琉也ちゃん(猿飼)
11月13日生まれ(満3歳)
食べるの大好き
お腹パンパン琉也君
どんどん成長してね
父…千勢 母…明日香

行政相談・人権擁護 合同相談会の開催

行政相談と人権擁護合同相談
会を開催しますので、ご利用下
さい。

時 12月7日(木)10時~12時

所 山村振興センター(大字武蔵)

問 総務課

☎0746-62-0001

各月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による

時 各月第3水曜日 14時~17時

(8月は第4水曜日)

所 役場第1会議室

(場所が変更される場合があります)

※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)

問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで

☎0747(22)8005

みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)

の開催になります。

10月8日、吉野町窪垣内にある旧国
栖幼稚園舎で国栖の里灯り展が行われ
ました。高校から工芸コースの3年生
と工芸部の生徒が行灯作品を出品し
ました。今年で3回目の参加となり
「年々十津川高校のレベルが上がってき
ている」との声をもらい、生徒にとって
大変良い刺激となりました。

○国栖の里灯り展

今年も集団行動を筆頭に、新種目
「ハンマー投げ」や好評の「剣道」など
を行い、3年生の優勝で幕を閉じました。
多くの来賓、保護者に見てもらい、全校
生徒が一丸となって盛り上がりました。

□学校活動 ○体育大会

10月6日に第
70回体育大会を
行いました。不
安定な天候だったため、午前中は運動
場で、午後は体育館での開催となりまし
た。



○高森の郷施設訪問

10月16日、30日に、本校2年生が特別
養護老人ホーム「高森の郷」へ施設訪問
しました。高齢者理解、ボランティア精
神の高揚などを目的に、介護・福祉業務
の紹介をしてもらい、施設の利用者と交
流しました。また、生徒たちが考えたレ
クリエーションを行ったり、ダンスや歌な
どを披露したりしました。生徒たちは、
施設の利用者に喜んでもらうため、積極
的にコミュニケーションをとるなど、心に
残る素晴らしい体験となりました。



集落の絶景

奥千丈の紅葉(大字杉清)

写真:中村 幸夫さん(大字込之上)



診療所からお知らせ



園小原診療所
☎ 0746 (63) 0040
☎ 0746 (62) 0920

土曜診療日 受付 / 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
11月 11日(土)	第 2 週
11月 25日(土)	第 4 週
12月 9日(土)	第 2 週

整形外科診療日 受付 / 小原 8:30 ~ 11:15
上野地 14:00 ~ 15:15

月 日	診療所
11月 16日(木) 午前	小原診療所
12月 7日(木) 午前	小原診療所
12月 7日(木) 午後	上野地診療所
12月 21日(木) 午前	小原診療所

出張診療 診療時間 / 神納川・東中 14:30 ~ 15:15
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場 所	期 日		
神納川地区生活改善センター	12/ 5(火)	12/19(火)	
東中公民館	11/30(木)		
玉垣内集会所	11/14(木)	11/28(火)	12/14(木)

あとがき

▶ぐっと寒さが厳しくなり、木々の紅葉も色鮮やかになってきました。冬に近づくにつれて、子どもの起きる時間がどんどん遅くなり、布団に入っていたい気持ちは良くわかりますが、心を鬼にして布団をめくります。寒くても外で元気に遊ぶように朝もすっきり元気に起きてほしいものです。

(H・T)



the most beautiful
villages
in japan

- 人 口 3,382人(-5人)
男性 1,693人(+1人)
女性 1,689人(-6人)
- 世帯数 1,810世帯(-2世帯)
【平成29年11月1日現在 ()は前月比】